

U F Oふれあい館内装リニューアル業務委託仕様書

1 業務名

U F Oふれあい館内装リニューアル業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託場所

U F Oふれあい館

4 業務目的

U F Oふれあい館の内装リニューアルにより、本施設利用者の満足度向上及び誘客促進を図る。

5 業務内容

(1) ミステリーゾーン床面の演出

① 現在の展示物等も含め、ミステリアスな空間を演出する内容であること。

(2) 1階トイレ(男子・女子：内装および出入口ドア)の演出

① U F Oの中のトイレをイメージした演出をすること。

② 給排水設備は現状のものを活用すること。

(3) 共通事項

① U F O研究所としての機能を有する施設であることを感じられる空間を演出すること。

② ファミリー層からU F Oファンまで幅広い利用者の満足を得られる内容とすること。

③ 外国人の利用者にも対応できる内容とすること。

④ 飯野町宇宙人デザインの活用も可能とする。

6 提案書の作成内容

(1) 受託者は、契約締結後7日以内に本件業務に係る提案書を市に提出し承認を受けること。

(2) 提案書には次の事項を記載すること。

① 提案のテーマおよびコンセプト(世界観設定)

② 設計デザイン案

③ 使用素材・演出案

④ 予算内訳案(施工・機材・人件費等必要経費を全て記載)

- ⑤ スケジュール案(企画から引渡しまでを含む)
- ⑥ 実施体制図および組織図
- ⑦ 企画・業務実施担当者情報
- ⑧ 実績紹介(任意)

7 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
業務完了後、10日以内に本業務の実施内容を記載した実績報告書をA4サイズで作成し、紙媒体およびデータで提出すること。
- (2) 写真
作業前・作業後の写真を撮影し提出すること。
- (3) その他発注者が必要と認める資料

8 本委託の実施上の留意事項等

- (1) 実施体制・業務主任等
 - ① 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
 - ② 受託者は、本委託業務全体に関する業務主任者を定め、市との協議を行うこと。
 - ③ 受託者は、各業務実施における主たる責任者を定め、市との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 委託料に含まれる経費
委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本業務の実施における福島市職員の旅費及び市が行う広報経費等は除く。
- (3) 仕様の変更等
受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。
- (4) 仕様書記載外の事項
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。
- (5) 成果品の利用
 - ① 本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属するものとし、市は、本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段、方法により公開・放送等に随時利用できるものとする。
 - ② 本業務の成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) その他
 - ① 本業務の実施に当たり法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

- ② 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜報告すること。

9 守秘義務

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。市が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

10 所管課

福島市 商工観光部 観光交流推進室

電話：024-572-5717

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp